

空き家活用・流通促進事業費補助金提出書類一覧【移転事業】

この補助金は、**売買契約の締結後であって引越作業をする前に申請**する必要があります。
また、補助金の交付決定までは、引越作業を開始することができません。余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

※ 通常、申請から交付決定まで1週間から2週間程度かかります。

1 必須書類

- 申請書（第1号様式）** 申請者は、不動産売買契約を締結した人に限られます。
- 不動産売買契約書の写し**
- 引越作業に係る見積書の写し** 見積書の宛名は、申請者になっていること。
 - (1) 引越業者を利用する場合
 - ★ 補助対象経費と補助対象外経費を確認します。
補助対象外経費の例
 - ・ 家電品などの物品の購入費用
 - ・ 不用品の処分費用
 - ・ 前住所以外からの生活用品の運搬に要する費用
 - (2) レンタカーを利用する場合
利用店舗、利用予定日時、利用金額、利用する車種がわかる見積書を提出してください。

2 住民票の異動を完了していない場合のみ必要となる書類

- 申請者の住民票の写し



補助金の交付決定

※申請から1～2週間要します。

3 補助金の交付決定後、引越作業に着手することができます。

※引越作業に次のような変更が生じた場合、事前に変更承認申請をする必要があります。

- ・ 引越業者を変更する場合
- ・ 引越に要する費用に変更を生じる場合
- ・ これらに類する重大な変更
- 変更承認申請書と、変更後の引っ越し作業に係る見積書の写し**を添付



引越作業の実施

3 実績報告書

引越作業とその費用の支払いを令和9年3月31日までに完了し、完了後30日以内または令和9年4月9日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

- 実績報告書（第7号様式）**
- 領収書の写し（代金を支払ったことがわかるもの。）**
支払額と見積額が一致しない場合、内訳がわかる書類の添付も必要となります。

※ 一覧の書類以外にも、状況等に応じて追加での書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめ御了承ください。